

令和7年度 静岡県本人確認情報等保護審議会会議録

日 時 令和7年7月7日（月）

午後2時00分～2時30分

場 所 県庁別館2階 第3会議室B

◆ 出席者

審議会委員

大木 哲史 静岡大学情報学部准教授

岡村 真央 弁護士

久保田 敦之 静岡市葵区役所戸籍住民課長

下位 桂子 NPO 法人静岡県男女共同参画センター交流会議代表理事

（敬称略、五十音順）

事務局

露木総務部参事

市町行財政課 磯崎課長、楠課長代理、杉山班長、石神主任

デジタル戦略課 清水主事

電子県庁課 谷川主任

疾病対策課 榎総括主査

◆ 議事

審議事項

- ・住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用条例の改正について
（静岡県特定疾患治療研究事業の住基ネット独自利用条例への追加）

報告事項

- ・住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用条例の改正について
（国の準法定事務等と重複した県の独自利用事務の削除）
- ・住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について
- ・マイナンバーカードの利活用について

◆ 配布資料

次第、静岡県本人確認情報等保護審議会委員名簿、会場配置図

審議事項 住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用条例の改正について

報告事項1 住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用条例の改正について

報告事項2 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について

報告事項3 マイナンバーカードの利活用について

参考資料1 住民基本台帳法（抜粋）

参考資料2 静岡県本人確認情報等保護審議会条例

参考資料3 本人確認情報等保護審議会の権限等について

参考資料4 静岡県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例

発言者	発言要旨
【開会】 磯崎課長 【挨拶】 露木参事 磯崎課長	ただいまから静岡県本人確認情報等保護審議会を開催いたします。本日の司会を務めます、市町行財政課長の磯崎でございます。よろしくお願いいたします。 開会に当たりまして、露木総務部参事から挨拶申し上げます。 総務部参事の露木でございます。審議会の開会に当たり、一言、御挨拶申し上げます。 委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また大変暑い中、静岡県本人確認情報等保護審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。 住民基本台帳ネットワークシステムは、平成14年8月の稼働以来、これまで20年以上にわたり、安定した運用を続けており、国等の行政機関において厚生年金、国民年金等の現況確認などで利用されているほか、県では、住基法で定めた45事務、県条例で定めた35事務において利活用しております。 こうした中で、本日、審議会を開催させていただきましたのは、マイナンバー制度に関連し、住基ネットの利用事務を拡大する必要が生じたということでございます。 具体的な内容としましては、本県で実施している、橋本病等の県指定の特定疾患のり患者に対する医療費の助成や医療受給者証の交付等の審査に当たり、マイナンバーの利用に加え、住基ネットの利用を可能とするため、「住基ネット独自利用条例の改正」を行おうというものであります。 このあと、事務局から、知事からの諮問事項である条例改正の詳細等を御説明してまいりますので、当該諮問に対する審議会の御意見を頂戴したく、御審議のほど、よろしくお願いいたします。 最後になりますが、マイナンバー制度の導入以降、地方公共団体における情報セキュリティ対策については、その強靱化を求められておりますので、静岡県におけるマイナンバーを含む本人確認情報の取り扱いに万全を期すため、委員の皆様におかれましては、今後ともお力添えくださるようお願いいたします。 本日はどうぞよろしくお願いいたします。 昨年8月の委員の改選後、初めて開催する審議会となります。

	とから、最初に委員の皆様をお一人ずつ御紹介いたします。審議会委員名簿を御覧ください。 静岡大学情報学部准教授の大木哲史委員です。 弁護士の岡村真央委員です。 静岡市葵区役所戸籍住民課長の久保田敦之委員です。 NPO 法人静岡県男女共同参画センター交流会議代表理事の下位桂子委員です。 静岡大学人文社会科学部教授の高橋正人委員ですが、本日は所用により欠席となっております。 任期は令和6年8月5日から令和8年8月4日までとなっておりますので、よろしくお願いします。 また、委員5名中4名、過半数以上の出席をいただきましたので、静岡県本人確認情報等保護審議会条例第4条第2項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。 続いて、会長の選出に移ります。参考資料2を御覧ください。 静岡県本人確認情報等保護審議会条例第3条第1項の規定により、当審議会に会長を置くこととされており、同条第2項の規定により、会長は委員の互選により選出していただくこととなっております。どなたか、御推薦いただけませんか。
久保田委員	岡村委員に会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
磯崎課長	皆様いかがでしょうか。
委員一同	異議なし
磯崎課長	岡村委員よろしくお願いします。会長席へお移りください。
岡村会長	続いて、会長職務代理者の指名について御説明します。条例第3条第4項の規定により、会長職務代理者は会長があらかじめ指名することとされております。会長に御指名をお願いします。
大木委員	それでは、大木委員をお願いします。
	わかりました。

磯崎課長	会長、会長職務代理者が決まりましたので、会長から一言御挨拶をいただき、以後の議事進行は会長にお願いいたします。
岡村会長	会長を務めることとなりました、岡村と申します、皆様のそれぞれの経験から、貴重な御意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。 議事に入る前に、この会議及び会議録の公開の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。
事務局	県における審議会等の会議の公開については、静岡県情報提供の推進に関する要綱で定められています。当該要綱によると、審議会等の会議は、公開するものとされており、この会議及び会議録につきましても、原則公開することとなります。 ただし、住基法第 30 条の 26 に規定する本人確認情報及び本人確認情報の電子計算機処理については、情報が公になった場合、システムに対して不正行為を働こうとしている者に対して、有利な情報になることがあるため、職員に対し秘密保持義務が課せられています。 委員からの質問に対し、事務局から秘密保持義務に抵触するおそれのある内容を説明しなければならない場合が予想されます。 この場合、事務局から審議会に対し、会議を一時的に非公開とするよう提案し、その際には公開・非公開を決定することとさせていただきます。
岡村会長	本人確認情報の安全確保を図るための説明に関しまして御異議ございますか。
委員一同	異議なし
【議事】 岡村会長	ではこれより議事に入ります。 議事(1)の審議事項「住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用条例の改正について」事務局から説明をお願いします。
【審議事項】 事務局	お手元の審議事項の資料を御覧ください。「住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用条例の改正について」説明させていただきます。 はじめに、審議事項の資料の 1 ページを御覧ください。住民基

	本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の利用について、住民基本台帳法第30条の15第1項第2号に基づき、次の事務において本人確認情報を利用したいので、同法第30条の40第2項の規定により、知事から本審議会に諮問するものです。対象とする事務は静岡県特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく医療給付の申請若しくは医療受給者証に係る事項の変更の届出の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務になります。 それでは、内容について御説明しますので、資料の2ページを御覧ください。 「1 概要」についてです。本県では独自にマイナンバーを利用できる事務をマイナンバー独自利用条例により定めていますが、県議会の9月定例会において条例を改正し、静岡県特定疾患治療研究事業に関する事務を新たに追加します。この新たな事務において、住基ネットによる本人確認措置を可能とする必要があるため、併せて住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用条例に追加するものです。 追加する「静岡県特定疾患治療研究事業」とは、静岡県特定疾患治療研究事業実施要綱に基づき、県で指定した疾患について、り患者として認定した者に対し、医療費の助成を行うものです。 続いて「2 改正理由」と「3 効果」です。医療費助成の申請や、医療受給者証の変更の届出の審査等に必要な課税証明書、医療保険の資格情報を確認できる資料等の提出を不要とするため、これらの情報を県がマイナンバーを利用して取得できるようにします。 マイナンバーの提供を受けるときは、法令により本人確認措置が義務づけられており、申請者がマイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写し等を提示することとされていますが、これらの提示を受けることが困難な場合には、住基ネットを利用して本人確認措置を行います。 マイナンバーの利用により、県民にとっては、申請時の負担軽減となり、行政機関においては証明書の発行事務が不要となるなど、行政の効率化が図られます。 「4 条例改正のスケジュール（案）」については、記載のとおりです。 資料3ページに事務の概要をまとめております。 静岡県特定疾患治療研究事業は、国の指定する医療費助成の対象とならない疾患について、県が独自に特定疾患として指定し、
--	--

	医療の確立・普及と、対象患者の医療費の負担軽減を図ることを目的としています。対象疾患は橋本病と突発性難聴で、保険診療による医療費の自己負担分が助成対象となります。 助成制度の仕組みについて説明させていただきますので下の図を御覧ください。対象者は県に申請書を提出し、県において審査を行います。審査の結果、医療費の支給が認定されますと受給者証が交付されます。その受給者証を医療機関で提示すると、窓口での自己負担が軽減され、また、毎月の自己負担額の上限が設定されることとなります。毎月の上限額については、所得等に応じ1,000円から3万円となります。 また、新規、更新の申請件数は年間600件程度です。 4ページを御覧ください。条例改正により、申請手続はこちらのイメージ図のように変更されます。 医療費の支給認定の手続においては、申請者は、申請書と併せて市町が発行する住民票、課税証明書、医療保険の加入状況を証明する書類を提出することとなっておりますが、マイナンバーを利用し情報を取得することで、これらの書類が不要となります。 また、令和8年度以降となりますが、受給資格がマイナンバーと連携されることにより、受給者が医療機関においてマイナンバーカードを用いて受給資格を証明することが可能となります。 参考ですが、国が実施する特定疾患治療研究事業の支給認定の申請手続においては、令和7年6月からマイナンバーの利用が可能となっています。 住基ネット独自利用条例へ追加を予定しております事務の概要は以上となります。 続いて資料5ページを御覧ください。住基ネットの概要やマイナンバーとの関連について説明いたします。 「1 住基ネットの概要」に記載のとおり、住基ネットは全国の市町村、都道府県、地方公共団体情報システム機構を専用通信回線で結び、各市町村が管理する住民基本台帳、戸籍の附票をネットワーク化することで、全国共通の本人確認を可能としたシステムであり、平成14年から稼働しています。 都道府県知事は、住民基本台帳法で定められた事務及び条例で定める事務については、住民票の写し等の添付に代えて、このシステムにより本人確認情報と附票本人確認情報を利用し、市町村の区域を越えた本人確認を行うことができます。 続いて、「2 本県における住基ネット利用事務」について説明いたします。
--	--

	都道府県が住基ネットを利用できる事務は、①法定事務、②準法定事務、③条例事務の3つがあります。③の条例事務については、現在35の事務において本県独自に住基ネットを利用しているところです。なお、現在の法定事務につきましては7ページから9ページに、条例事務につきましては10ページにお示ししておりますので、後ほど御確認ください。 「(2)準法定事務について」です。準法定事務とは、もともと住基法に規定されている事務と同一の事務の性質であると解される事務に対し、省令により事務と事務処理者を定めることで、条例に規定することなく、住基ネットを利用することが可能となる事務です。例としまして、日本人に対する生活保護事務は生活保護法に基づいて実施されており、生活保護法を根拠に法定事務として定められています。しかし、外国人に対する生活保護は、国の通知により「生活保護法を準用」して実施されるため、対象者が違うだけで同様の事務を行うにも関わらず、法定事務として住基ネットを利用することはできず、これまでは条例に定めることで住基ネットを利用していました。 法改正により準法定事務が創設されたことで、外国人に対する生活保護のように法を根拠とせず、要綱や国通知に基づき実施されている事務であっても、法定事務と同一の事務の性質であると解される事務であれば、条例に規定しなくても住基ネットが利用可能となりました。 続いて6ページを御覧ください。「3 マイナンバー利用の本人確認措置」についてです。 先ほども説明させていただきましたが、マイナンバー利用事務において、申請者等からマイナンバーの提供を受けるときは、本人確認措置（番号確認及び身元確認）が法令により義務づけられております。本人確認措置のうち、番号確認については、マイナンバーカードもしくはマイナンバーが記載された住民票の写し等による確認が必要となりますが、これらの提示を受けることが困難な場合には、住基ネットによる番号確認を行います。そのため、県において独自にマイナンバーを利用する事務については、住基ネットを使用できるように、県の住基条例に事務を追加する必要があります。 最後に、県民意見募集手続、いわゆるパブリックコメントについてであります。本日の審議会に先立ち、6月9日から6月30日までの22日間実施しましたが、意見はありませんでした。 今回、住基ネット独自利用条例への追加を検討している事務の
--	--

	概要につきましては、以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。
【審議】 岡村会長	ありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、各委員より御意見ををお願いします。
久保田委員	市民にとっても有益であり、自治体にとっても事務の効率化となる対応だと思っております。 実施に当たっては、9月議会へ上程されるということですが、マイナンバー事務ですので特定個人情報保護委員会への事前申請が必要となるかと思います。そのあたりの手続について説明をお願いします。
事務局	現在、関係各課に確認をとりながら進めているところであり、独自利用事務から準法定事務に移行するものについては改正条例公布日までに、特定疾患治療研究事業においてはマイナンバー利用を開始する令和8年6月までに手続を完了させる予定です。
下位委員	特定疾患に関する事業ということで、患者の方や、御家族にとっても、わかりづらい申請書を作成しなければならず大変な手続だと思います。今回の件だけでなく、マイナンバーの活用をしっかりと進めていただき、申請者が少しでも楽になるような申請手続にしていきたいと思います。
大木委員	行政にも申請者の方にもメリットのある施策ですので、ぜひ進めていきたいと思います。 今回、住基を使用するのは例外的な措置かと思いますが、どういったケースを想定されているのか教えてください。
事務局	県健康福祉センターで申請書を受け付け、その際にマイナンバーカードを提示していただければ本人確認措置は終了となりますが、マイナンバーカードを所持しておらず、事情がありマイナンバー入りの住民票を取りに行くのも難しいという場合は、県で住基ネットを使用し、受理したマイナンバーが正しいか確認を行います。ですので、実際に使用するケースは少ないと考えております。

岡村会長	今お聞きしたところだと、県民の負担軽減と行政の効率化が図られるということで前向きな御意見が多かったと思いますが、その他に御意見はありますでしょうか。
委員一同	(なし)
岡村会長	それでは、本審議会の答申についてお諮りいたします。 配布されていた「答申案」のとおり、当該事務について住基ネット独自利用条例を改正し、県において本人確認情報を利用することについて、特段の異議はないものとして知事へ答申することによろしいでしょうか。
委員一同	異議なし
岡村会長	それでは、本審議事項については、随時、その後の経過等について、事務局から委員の皆さんに経過報告していただきますよう、よろしくをお願いします。 それでは議事(2)の報告事項について、事務局から説明をお願いします。
【報告事項】 事務局	それでは事務局から御説明します。 報告事項ー1「住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用条例の改正について（国の準法定事務等と重複した県の独自利用事務の削除）」です。審議事項の中でも説明をさせていただきましたが、準法定事務の創設又は法令改正に伴い、県条例と重複することとなった準法定事務及び法定事務と同一の事務について、住基ネット独自利用条例から削除します。削除となるのは表に記載した7事務です。 事務の削除については以上となります。 続きまして、報告事項ー2「住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について」御報告いたします。 2ページを御覧ください。住基ネットの概要については、審議事項の中で説明させていただいたとおりですが、住基ネットの利用により、住民票の写しの提出の省略や、住民票の写しのコンビニ交付などが可能となっています。

	3 ページを御覧ください。戸籍の記載事項等への氏名の振り仮名の追加についてです。 行政機関が保有する氏名の多くは漢字であり、外字が使用されている場合にはデータベース化の作業が複雑となり、特定の者の検索に時間を要する等の理由から、戸籍法や住民基本台帳法が改正され、戸籍や戸籍の附票、住民票の記載事項に新たに「氏名の振り仮名」が追加されました。改正法の施行日である令和 7 年 5 月 26 日以降、順次、公証された「氏名の振り仮名」が住基ネットにも追加されていきます。 続いて 4 ページです。「本人確認情報の提供・利用実績」です。上段は、令和 5 年度における全国の実績、中段は静岡県の実績となっております。本県では、財務事務所や土木事務所等、出先機関を含む 61 の所属において、行政事務に必要な本人確認情報の利用及び教育委員会等の知事部局以外の組織への提供を行っております。昨年度の実績は、下段の表にありますとおり、法令事務で 566, 224 件、条例事務で 3, 237 件となっております。 5 ページをお開きください。「県における本人確認情報に関する保護対策」について、取組を御説明します。まず、職員研修といたしまして、①新年度研修を例年実施しています。令和 7 年度は 4 月に県内 7 会場で開催し、285 名が参加しました。住基ネットの概要やセキュリティ対策、住基端末の操作方法について説明を行っています。②セキュリティ研修は、市町住基ネット担当者を対象として、セキュリティの基礎や情報漏えいの実例等をテーマに令和 6 年 11 月に開催し、29 市町 74 名が参加しました。 続いて 6 ページは県の所属を対象とした「内部監査」についてです。県セキュリティ要綱に基づき、年 1 回、住基ネット利用所属全てを対象に監査を実施しております。昨年度の主な指摘事項は「検索する事務の根拠法令（条例）の選択誤り」や「検索記録の管理簿への記載漏れ」でした。また、操作履歴等について必ず確認するとともに、目的外検索を行わないよう指導しております。住基ネットに関しては以上となります。 続きまして、マイナンバーカードの利活用について御報告いたします。お手元の資料、報告事項－3 を御覧ください。 最初に、マイナンバーカードの交付状況です。令和 7 年 3 月末時点で保有枚数約 9, 772 万枚、人口に対する割合は 78. 3% となっております。 3 ページを御覧ください。マイナンバーカードの保有状況の推移ですが、マイナポイント事業が実施されていた令和 4 年から令
--	---

	和5年に大きく増加しており、その後も年々増加しているという状況です。 続いて、4ページを御覧ください。都道府県別の状況です。静岡県は80.8%で、全国10位となっています。 5ページを御覧ください。マイナンバー制度における個人情報の管理についてです。マイナンバー制度の導入後も、従来どおり個人情報は各行政機関等が保有しており、他の機関の個人情報が必要となった場合には、法令や条例で定められたものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行う「分散管理」の方法を採用しています。そのため、万が一マイナンバーが漏えいしても、芋づる式に情報が漏れない仕組みとなっています。 6ページを御覧ください。マイナンバーの保有率が8割に近づき、今後はさらに利用シーンが拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能な社会の実現を目指していくこととなります。 7ページを御覧ください。マイナンバーカードの利用シーンの拡大の一つとして、「オンライン市役所サービス」構想について説明いたします。デジタル庁では、マイナンバーカードを基盤に、市役所に行かずに、確実にサービスが届く社会をつくるため、住民から市町村へオンライン申請できる基盤を構築し、さらに市町村から住民へ通知ができる仕組みを作っています。引っ越し手続や、子育て、介護、災害等に関する申請について、オンラインへの対応が進んでいます。 8ページを御覧ください。地方公共団体の行政手続きのオンライン化対応状況について、デジタル庁が調査を行ったものです。子育て・介護関係の全26手続（児童手当や要介護・要支援認定の申請など）をオンライン手続できる自治体の割合は全国で65.4%となっています。静岡県は35自治体のうち23自治体で、65.7%となっています。 県では、マイナンバーカードの普及と利活用を推進するため、県内市町が参加する検討会を設置しており、現状についての意見交換や、先進事例の共有などを行っています。今年度も引き続き実施し、行政手続の効率化と、利便性向上のため取り組んでいきます。 以上で報告事項の説明を終わります。
--	--

【質疑応答】 岡村会長	ただいまの事務局の説明について、御質問はありませんか。 それでは、質問はないようですので報告事項は以上とします。 今後も本審議会に対し、最新の情報提供をいただきますよう引き続きよろしくお願いします。
【閉会】 岡村会長	以上で、静岡県本人確認情報等保護審議会の議事を終了いたします。 県当局におかれましては、引き続き、住民基本台帳ネットワークシステムの安全・安心な運用に努めていただき、県民に信頼されるシステムを構築するよう御尽力をいただきたいと思います。 それでは、事務局に運営をお返しします。
磯崎課長	委員の皆様には、御審議いただき、誠にありがとうございました。本日は貴重な御意見を多数いただきましたので、今後の運営に活かして参りたいと考えております。 本日はどうもありがとうございました。